

居宅介護支援	訪問介護	通所介護
○		

ID.0077

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合の操作を確認したい。

メニュー名

大分類

—

中分類

—

小分類

—

Q

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合の 居宅介護支援費の請求方法・システム操作を確認したい。

A

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合の請求方法・システム操作については、下記(1)(2)をご確認ください。

(1) 請求方法について

給付管理票には、当初予定した計画を基に提出してください。

※給付管理票の提出方法について

2020年5月28日現在、国保中央会から、弊社をはじめとした介護請求ソフトの各ベンダに正式に連絡が入っています。

保険者／国保連から上記以外の指示を受けている場合は、誠に恐れ入りますが、保険者／国保連に再度ご確認をお願いします。

※なお、「請求が可能」なケースに該当するかどうかは保険者にご確認ください。

(2) システム操作について

通常と同様のシステム操作で請求データを作成してください。

居宅介護支援	訪問介護	通所介護
○		

補足

「新型コロナウイルス感染症」に関連し、「介護サービス事業所の人員基準等の取扱い」の第11報が発出されています。

【事務連絡】5月25日付 厚生労働省事務連絡 介護保険最新情報 vol1836

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

(答) 事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても 請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。